

## 川辺都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，川辺都市計画区域においては，「住民がしあわせを創るまち」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

川辺都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
主要用途の配置の方針 .....	3
土地利用の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	7
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	8
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	8
市街地整備の目標 .....	8
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	8
基本方針 .....	8
主要な緑地の配置の方針 .....	8
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	9
主要な緑地の確保目標 .....	10

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

川辺都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の南薩地域に位置し、区域のほぼ中央部を南北に南薩随一の流域面積と延長を有する万之瀬川が流れ、枕崎市を起点とし鹿児島市を終点とする国道225号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、古くは壇ノ浦の合戦で敗れた平家の落人達により清水磨崖仏群が造られ、貴重な遺産として現在も残り、明治以降、川辺町の伝統工芸品である川辺仏壇を地場産業として栄えてきた。

本区域の属する南薩地域は、観光拠点が数多く集積し、全国的に知名度の高い指宿、知覧を有する観光地となっている。その中で本区域は南薩地域への玄関口として位置づけられ、交通の要衝となっている。

本区域は、河川を中心とした自然環境にも恵まれ、水と関連の深い稲作文化を産み出し、歴史的背景が仏教文化を育んできた。しかし、近年では少子高齢化、人口減少及び中心市街地における空き店舗の増加や家屋の老朽化等による商業の衰退が課題となっており、商店街の活性化を目指したまちづくりを進める必要がある。

このように本区域では、鹿児島市に隣接した交通の要衝であることを意識して、区域外からの定住を促し、人を引きつける居住環境の整備や、南薩地域における新たな産業育成拠点、産業・物産についての情報発信拠点の形成を進めるとともに、川・水に代表される川辺の自然環境も保全する、調和のとれた都市づくりを進めてゆくものとする。

このようなことから、川辺町総合振興計画を踏まえ、「住民がしあわせを創るまち」を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

立地条件を活かした多様な文化との交流によるまちづくり

大市場・高速交通体系へのアクセスの利便性の高さなど、人の流れや物流の好条件を活かし新たな企業立地、区域における新たな産業育成の拠点の形成及び各観光地を結ぶ結節点として南薩地域の観光情報や物産等を提供する拠点の形成を目指す。

鹿児島市近郊の条件を活かした住みよいまちづくり

本区域は、県都鹿児島市に隣接するとともに、南薩から鹿児島市を結ぶ交流地域であり、豊かな水環境や自然が、都市に住む人々に「心のゆとり」を提供することを目標としている。その継承は、若い世代の定住化を進めることが重要であり、就業・定住機会の増加に向けた「人を引きつける川辺の居住環境」の形成を目指す。

自然と調和した環境に配慮するまちづくり

本区域は、万之瀬川が豊かに育んできた川のまちであり、川をきれいに安全にし、「子供が遊べる川」を取り戻せるような自然環境に配慮するまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### 平山・<sup>たべた</sup>田部田・<sup>りょうぞえ</sup>両添地域

平山・田部田・両添地域は、町役場などの公共公益施設を中心としたコミュニティ機能や地域商業機能を有する都市中心核を形成する。

また、南薩縦貫道の川辺インターチェンジ（仮称）という交通結節点の優位性を活かした流通・業務核の形成を図り、交流人口の拡大、産業交流の促進を目指す。

また、本区域を縦断している国道 225 号を広域都市軸として位置づける。さらに、商業地に面する都市計画道路川辺本通線を中央都市軸として位置づけ、魅力ある商業地の骨格を形成し、求心性を高めるとともに、既成住宅地・商業地の再編を目指すため、計画的な土地利用及び流通・業務核との連携を図り、活力ある都市中心核づくりを目指す。

### 永田・下山田地域

永田・下山田地域においては、農畜産物販売や加工体験等による消費者との交流、農畜産品のPR活動を目的として、酪農交流施設による観光・レクリエーション拠点の形成を目指す。

また、農地は食糧供給基盤としての機能のみならず、多面的機能も有していることから、都市住民にとって田園環境とふれあう場としての活用や農村景観の維持に努める。

### 野間・<sup>こうどん</sup>神殿地域

野間・神殿地域は、鹿児島市に隣接し、主として宅地と農地により構成されており、南薩縦貫道と川辺ダムインターチェンジ（仮称）が計画されている。本地域は、樹林地等との環境共生を図りつつ定住化を促進し、山村留学制度を導入した生活・文化拠点の形成を目指す。

### 野崎・清水地域

野崎・清水地域は、清水磨崖仏を有する岩屋公園と万之瀬川の清流の活用と広域観光を対象として自然の調和を図る。さらには、それぞれの観光・レクリエーション拠点の有機的な連携に努める。

また、良好な水辺環境を提供する万之瀬川を水と緑の軸と位置づける。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、減少傾向を示しており、今後とも減少すると予測される。

また、製造品出荷額や商品販売額については、増加傾向で推移することが予測されるが、商工業による新たな土地需要は、現行の用途地域内で収容可能であり、なおかつ、小規模な住宅地整備を除けば開発はほとんどなく、市街地拡大の可能性は低いと判断される。

一方、本区域の良好な自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

##### a 商業地

本区域の主要幹線道路である国道 225 号の平山・田部田・両添地域の役場沿道周辺部は、近隣型の商業地として位置づける。

商業地では、後背地部の住宅地や文教施設等の周辺環境との調和に配慮しつつ、計画的な都市基盤整備を行い、商業地の再編をはじめ駐車場や広場等の商業環境整備、川辺らしい個性的な街並み整備などを進め、商業機能の強化を図る。

また、商業地北側の都市計画道路本町線（国道 225 号）の周辺地区一部を住民のニーズに対応した沿道商業地として位置づける。

##### b 住宅地

住宅地では、幹線道路沿道での日常生活に対応した商業施設等の立地をある程度許容しつつ、住宅地としての環境形成を高めることを基本とする中で、平山・田部田・両添地域においては計画的な都市基盤整備の検討を進め、緑豊かな自然と一体となった街並み環境整備を図り、良好な居住環境の維持・形成を進める。

また、本区域の伝統的産業文化である仏壇工場等が立地する平山・田部田地域の特別工業地区については、次世代に引き継ぐ産業文化の育成を図る必要性から、今後とも住宅地と一体的に維持を図る。

##### c 工業地

主要幹線道路、都市幹線道路に沿った既存の工業地については、周辺の住宅地や農林漁業との調和を図った上で、計画されている南薩縦貫道のインターチェンジとの近接性を有効活用し、本区域の生産・業務機能を高めていく工業地として位置づける。工業地においては、住宅地や田園環境と調和した工場等の誘致を推進する他、交通の利便性を活かした流通施設や沿道サービス施設等の土地利用を図る。

#### d 流通業務地

既存の工業地に隣接する両添地区の東側に計画されている南薩縦貫道インターチェンジの周辺地区は、主要幹線道路と地域高規格道路の交差する交通の結節点であり、周辺の農林漁業との調和を図りながら、広域交通に対応した流通・業務施設を中心として商業サービス施設等の立地も許容しつつ、連坦する既成市街地の住宅環境とも調和した、計画的かつ複合的な土地利用を図る。

#### 土地利用の方針

##### a 土地の高度利用に関する方針

本区域の稲荷町、両添地区は、都市機能、中心商業機能等の整備・育成を図るべき地区として、快適な都市空間の創出を図るため、低・未利用地の活用や都市基盤整備を進め、土地の高度利用に努める。

##### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

平山・田部田地域の住宅地に混在立地している仏壇工場等については、騒音防止など周辺居住環境の維持に努める。

##### c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、住宅地との景観と調和を図り、その保全に努める。

また、レクリエーション拠点として都市公園等の活用を図るとともに、住民の自然とのふれあいの場の創出を図る地区として、諏訪運動公園周辺の地区の規制・誘導を含めた検討を進める。

##### d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

##### e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

##### f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

グリーンランド川辺、万之瀬川沿いの地域については、良好な自然環境を有していることから、今後とも自然の風致を維持し、緑豊かな都市の環境を維持するため自然地としての保全に努める方策を検討する。

##### g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

本区域の新たな交通結節点となり交通の利便性が高い南薩縦貫道インターチェンジ周辺は、流通・商業・業務施設の集積とともに住居系の複合都市基盤施設の整備を進める地区として、計画的な土地利用により新たな拠点形成を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域は、川辺町とその周辺における地域間及び鹿児島市と南薩方面を結ぶ交通の要衝にある。

本区域の幹線道路は、東西に走る主要幹線道路である国道 225 号の整備が比較的進んでおり、南北に走る道路として県道が 6 路線通っている。

現在、南薩縦貫道の整備が進んでいることから、相互の機能分担とネットワーク化を図ることにより、交通体系の確立を目指す。

市街地においては、都市計画道路、交通拠点及び駐車場等の整備を図るとともに、観光・レクリエーション拠点や新たな産業の拠点と住宅地とのアクセスの強化を図る必要がある。また、集落においては日常生活の利便性を確保する生活道路の整備を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、次のような基本方針のもとに整備を図る。

施設計画にあつては、交通の管理運営に充分配慮し、効率的な交通体系の確立に努める。

施設整備にあつては、既存施設の有効利用を図りつつ、計画的、段階的整備を図る。

歩行者空間の整備にあつては、生活環境と調和したバリアフリー対策も考慮した都市交通施設の整備を図る。

特に市街地については、道路整備が住民の日常生活や防災上重要な課題となっており、面的整備計画等との整合を図りながら、その整備を進める。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、地域高規格道路、主要幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

本区域は、広域交通を担う国道 225 号を主軸として、各路線の機能が明確化されるよう、以下の方針で適正配置を図る。

種 別	配 置 の 方 針
地域高規格道路	南薩地域の都市間広域交通ネットワークの拡充及び広域交通の円滑化を図るため、以下の路線を配置し、整備を図る。 南北方向の路線：南薩縦貫道



主要幹線道路	<p>交通の円滑化を図るため、以下の道路を配置し整備を図る。</p> <p>都市計画道路 3・4・2 号本町線（国道 225 号）</p> <p>東西方向の主要幹線である国道 225 号とのネットワークを形成するため、以下に示す南北方向の県道を整備を図る。</p> <p>南北方向路線：県道石垣加世田線 県道穎娃川辺線（穎娃川辺バイパス）</p>
--------	---

#### イ その他

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	<p>車移動が主体の本区域において、買い物等の利便性を確保するため、区域中央部の市街地内沿道商業地を中心として、公共及び民間が役割分担と連携し、適切に駐車場を設置に努める。</p>

#### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	<p>地域高規格道路： 南薩縦貫道</p> <p>主要幹線道路： 県道石垣加世田線 県道穎娃川辺線（穎娃川辺バイパス）</p>

#### 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、都市型社会に対応するため、「鹿児島県下水道等整備構想」及び「川辺町公共下水道全体計画」との整合を図りつつ、公共下水道の整備の検討を行う。また、公共用水域の水質保全、雨水排水対策等を進め、生活環境の保全に努める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

##### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

既成市街地及び市街地の周辺において開発された地区を中心として、概ね 20 年後には公共下水道にて処理が可能となることを目標とする。

また、本区域全体において、地域特性に応じた適正な処理方法による整備を検討する。

## 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

公共下水道計画がある平山・田部田地域を中心として処理が可能となるように検討し、勝目地区については、特定環境保全公共下水道の整備を検討する。

その他の地域については、合併処理浄化槽等の設置を図る。

#### イ 河川

本区域には、万之瀬川、永里川、大谷川及び野崎川等の河川がある。このうち万之瀬川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名等
河川	二級河川 万之瀬川

### その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

本区域のある川辺町では、分別収集、減量化やリサイクル運動等で「ごみゼロ」を目指している。またごみ処理については、ダイオキシン類無害化処理施設を導入するなど、多様化する環境問題に積極的に取り組んでおり、環境と共生する都市づくりを進める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア ごみ処理施設

ごみ処理については、ごみの分別収集の徹底、減量化やリサイクル運動及び運搬体制の合理化を進めるとともに、ごみ処理施設等の機能強化を図り環境と共生を図った施設として、平成14年12月上山田地域の清掃センター内に無公害処理施設を稼動した。今後とも施設の維持に努めるとともに、環境教育の場としての活用を図る。

#### イ し尿処理施設

し尿処理施設については、加世田市村原にあり、薩南衛生処理組合にて処理しており、今後とも、広域組合による効率的な処理体制を維持する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にはないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

平山・田部田・両添地域は、交通の要衝である特性を活かし古くから本区域の中心地として発展してきたが、近年は商業空間としての魅力の低下や施設の老朽化が目立ち再編が必要とされていることから、本区域の中心地として市街地の再整備を検討する。商業機能については、都市基盤整備にあわせて商業施設の再配置や建物の更新を図り、魅力ある商業空間の形成を検討する。

その他、市街地外の地域については、スプロールの進行等を防止するため、計画的な市街地形成に関する検討を行い、良好な居住環境の確保に努める。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域の地形は、西部の万之瀬川沿いに平地部が広がり、その周囲を台地状の地形が取り囲んでいる。台地は標高 100m 程度で山地とシラスで形成され、標高 50m 程度の低地部には集落や水田が開けている。

本区域では、万之瀬川とその周辺地域の歴史や文化との関わりが深く、優れた自然環境と、地域に溶け込んだ水辺の景観、地域資源が残されている。

今後、都市化が進展する中で、こうした自然環境や景観、地域資源を、地域環境として一体的な保全に努める。また、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	河川	すぐれた自然景観地として保全を図るとともに、整備に際しては水辺の保護や生態系の保全の観点から多自然型工法による河川整備を検討する。

	永田・下山田	水質や大気の浄化機能を持つ空間として保全を図る。
	平山・田部田・両添	市街地内の社寺境内林や竹林等、既存の緑の保全を図るとともに、住宅地における塀の生垣化や敷地内緑化などにより、新たな緑の創出を図る。
b レクリエーションシステムの配置	地域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。また、地域コミュニティや災害時の避難場所として公園整備を図る。
	ともいけ 塘之池公園	近年のレクリエーション需要の増大に対応するため、総合公園の整備を図る。
	岩屋公園	万之瀬川を軸としたレクリエーション地区を整備することとし、流域における人々の憩いの場、交流の場となる親水空間の充実を図る。
c 防災システムの配置	市街地後背の樹林地	水資源の涵養や土砂崩れ等災害の防止のために、市街地後背の樹林地の保全を図る。
	区域全体	市街地周辺の丘陵地など、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流に位置づけられている地域では、市街化の抑制を図り、災害の未然防止に努める。
d 景観構成システムの配置	区域全体	本区域の原風景を伝える良好な景観を形成する樹林地等について、緑の景観資源として保全を図る。 さらに市街地を流れる河川の浄化を図り、清らかな水辺景観の保全を図る。特に本区域のシンボリックな存在である万之瀬川の良好な水辺景観の保全・育成を図る。 また、市街地内に分布する屋敷林等の都市の修景に資する緑地の保全を図る。
	野崎・清水	万之瀬川の親水部、岩屋公園、道の駅「川辺やすらぎの郷」周辺により水と緑のネットワークを形成し、一体感のある景観構成を図る。

#### 実現のための具体的な都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点からみる系統的な緑地配置の一環として、区域全体における量的、位置的な配分等を考慮しながら、都市公園の配置検討を進め、整備を図る。

特に、市街地にあつては身近な公園や広場の整備を図るとともに、緑豊かなまちづくりのために、地区計画制度や緑地協定等の必要性の検討を行う。

万之瀬川等の河川緑地及び市街地後背の森林の自然景観地や屋敷林、社寺林等で特に良好な樹林地については、各種法令や土地利用規制及び風致地区等の自然的環境の保全を目的とする地域地区の適用を検討し、適切な保全に努める。

#### 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
総合公園	塘之池公園	16 ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定は無いが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 川辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備完了の時期を明示したものではありません。

## 凡例

住宅地	農業ゾーン	地域高規格道路(概ね10年以内)整備	主要幹線道路(概ね整備済み)	公園・緑地(概ね10年以内に整備)
商業地	樹林地ゾーン	地域高規格道路(概ね10年以降)	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	公園・緑地
工業地	観光・レクリエーション地区		主要幹線道路(概ね10年以降)	河川・湖沼
流通業務地			都市幹線道路(概ね整備済み)	都市計画区域界
			都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	行政区界

